

日本女子大學校設立之趣旨

日本女子大學校設立之趣旨

明治二十七八年の役は宇内を震蕩し帝國をして世界強國の一たるの實を顯はさしめたりと雖も是れ單に帝國が世界の舞臺に立て天の使命を演ずるの開幕たるに過ぎざるのみ此の美麗なる山河と高潔なる歴史とを有する帝國が今の任務を完ふするの前途尙ほ遼遠にして遂行すべき事業打破すべき障碍尠しとせず畏くも上

聖天子戦後の國家經營問題として國防殖産及び教育の三大事業に軫念を勞させ給ひ億兆亦聖意を奉體し鞠躬奮勵維れ日も足らざるの觀あり普通教育に於てもうの影響する所頗に活氣を添へ來りしと雖も獨り女子教育に至りては之れが發達普及の策を講じ以て上

聖天子の大御心を奉戴し下國民の開發進暢を謀る者寥乎として聞ゆるなきは抑も女子の教育するに足らざるが爲め乎將た女子教育の結果目前に顯然たらざるによりうの必要を認知せざるが爲め乎兎にも角にも是れ寔に聖世の一大恨事にあらずや夫れ女子は國民の一半を組織する者にしてそが隱約の間に社會に及す影響の深且大なる豫想の外にありされば女子教育の振否は邦家汗隆の由て岐るゝ所なりと謂ふも決して過言にあらざるなり是れ吾人が敢て世上の志士仁人に訴へ茲に大阪の地をトし日本女子大學校なるものを設立し女子教育の改善普及を催進し以て國運振張の一助に供し國恩の萬分一を報せんと欲する所以なり吾人豈に徒ら蛇足を女子教育界に加ふる者ならんや聊か吾人の確信する所の教育上の主義方針及び方法を實地に應用して以て日

本女子教育の發達を促がし邦家の進運を助けんとするの衷情切なるが爲めのみ請ふ此の主義方針及び方法等の大畧を陳述し吾人の赤心の存する所を吐露するを得せしめよ

一 主義方針

吾人が執る所の教育上の主義方針たるや第一は女子を人として第二に婦人として第三に國民として教育するに在り熟々世上の女子教育法なる者を見るに往々女子を器械視し若くば藝人視し隨て目前實用の知識藝能を授け更に人たるの教育に注意せざる者の如し吾人は信ず此の人たるの教育は啻に普通教育の主眼たるのみならず専門教育に於ても亦最も注目すべき要點なりと抑も人たるの教育とは心身の能力を開展せしめ圓滿完備の人とあし器械に非ず又藝人は非ず優に高尚有爲の人となし如何なる境遇に處し如何なる職業に従ふも人として必ず

欠くべからざる資質を脩養せしむるを云ふ而して是れ女子教育上必須の要素なりと雖も未だ其至れる者となす可らず心身の構造及び社會の組織上よりして女子には女子の盡すべき自然の天職なるものありその主要なるものは即ち賢母良妻たるにあり而して此の賢母良妻たるは決して容易の事にあらざるなり試に日本將來の賢母良妻たる者の資格とすべきものを擧げなば高尚の女徳鋭敏の智力強健の身體及び相應の藝能を備ふべき是れなり吾人は此の方針に向て殊に力を用ふる所あらんことを期す斯の如く女子に人たるの教育と女子たるの教育とを授けなば女子教育は完成せるものゝ如き觀あるも決して然らず夫れ女子も亦國家の臣民あり宜しく國民たるの觀念を與へ明晰なる國家的意識を懷かしめ英米佛獨の女子と非ずして日本婦人としての特性を

備へしめ且つ國民たるの資格を授け例せば一旦緩急ありて義勇公に報じ遠く外征するの場合若くは萬里異郷に出でて商戰場裡に馳驅するに際し良人をして内顧の憂なからしめ良人に代つてよく家政を齊へ得るの技倆を與へざるべからず是れ吾人が執る所の女子教育上の主義方針の大体たるに過ぎずと雖も亦以て聊か吾人の微意の存する所を表するに足らん歟

一 學校の組織程度及び教育法 吾人が創設せんと欲す

る日本女子大學校の組織は大畧左の如くせんと欲す

日本女子大學校

本
校

附
屬

家
政
部
文
學
部
甲
種
乙
種
教
育
部
文
理
科
理
科
體
育
部
音
樂
部
美
術
部

專
門

普
通

工
藝
部
商
業
部
看
病
學
部

幼
稚
園
自
三
歲
至
六
歲
小
學
校
修
業
年
限
六
年
高
等
女
學
校
(必修科)
(選修科)
同
五
年

修業年限三年

但分科は順次必要なるものより着手するものとす

修業年限三年
但入學者は高等小學校卒業以上の學力を要す

本表の明示する如く吾人の一大主眼とする所は下幼稚園より上大學部に至る迄首尾の系統整頓せる教育制度を一校内に設け吾人が執る所の特殊の教育主義及び方法を實施し之を以て日本女子教育界の中心點たらしめんことを期するに在り而して吾人が女子大學校を創設するや徒に帝國大學に頡抗せんとするが如き淺慮に出でたる妄策を企つるに非ざるあり吾人は自ら固く信じ深く考ふる所あるに因るなり熟々本邦女教の現状を見渡すに初等教育は云ふも更なり中等教育に於ては近時稍々進運の兆ありと雖も遺憾少しとせず高等教育に至ては殆ど絶無とも云ふべく只女子高等師範學校の一あるのみ本邦の女子教育は此の程度にて完成とすべき乎本邦の女子は此程度以上に發達進歩するの餘力はなき乎資格はなき乎此の程度以上に教育するは無用の長物

なる乎有害の僻事なる乎國民の一半たる男子は日に月も高等教育に進むもうが伴侶たるべき女子は唯彈琴煎茶の道を知るのみにして家庭教育の法に暗く男子の事業に同情を表するを得ず國家の進運に社會の改良に一臂の勞をだに盡すこと能はざるも國家へのこれが爲めに損する所なき乎社會は之れが爲に不利を感ぜざる乎吾人は信ず本邦女子の體力及び腦力は現行教育制度以上に教育せらるゝの資格餘裕ある者にして邦家の前途は亦實に高等教育ある女子を要するの切なることを然るに反對論者あり高等教育の女子に有害無益なるを辨ずるも是れ未決の問題たるのみならず之れが反證の幾分は既に英米女子大學教育の成績に於て見るを得べきが如く女子の體力腦力及び徳性は高等教育に因て害せらるゝものに非ずして却て増進發達せしむるを得べきも

のたるなり唯大に戒心すべきは急激なる變更を教育制度上に加へ若くば過度の高等教育を施すに在りされば吾人は女子大學校を創設するも徧に本邦現時の女子の體力及び腦力に適合するの課程を編み順次漸進するの策を取り妄進の弊を避け以て嘗に現時の本邦女子に適合するの教育を施すのみならず吾人は本邦の國體國情に適應する教育を授けんと欲す彼の歐米直寫の女子教育は吾人の切に禁忌する所なり加之吾人は高等教育を授くると同時に滿腔の精神を注ひて體育の事を顧み智育をして健康を害するの途を杜絶せんとを期す而して體育の目的を達するの方便として普通教育中に於て生理衛生看病等の一般を授け女生をして身自ら奮て自己の體育に注意し健康を養ふに至らしめんと欲す又知育體育は勿論技藝の教育に於ても吾人は個人の特性に應

して適切なる教育を授けん事を期す前表中に示せる如く高等女
学校の課目を必修と選修とに兩分したるも是れ此の主義の適用
の一たるのみ德育に至りては云ふ迄もなく國情國體に従ひ武士
風家庭の精英を標的となし採るべきの長は之を外方にも求め日
本の女徳をして萬國の師表たらしめ日本の家庭をして世界の模
範たらしめんとの一抱負を懷ひて銳意之に従事し殊に寄宿舎
は數多の別戸寄宿舎を設ち長幼相混し舎監を母となし長者は姉
となり幼者は妹となり以て一家族の生活を營み寄宿舎を一族親
類となし歡樂悲哀を共にし裝飾器具洒掃應對等凡て善良なる家
庭に倣ひ各自順番に炊事をとり以て女生徒をして開發的に女徳
を修めしめんことを期す

論者は云へり女子高等教育は無用なるに非ざるも今は尙ほ其時

に非ず先づ初等女子教育を普及せしめ然る後徐に之に着手すべ
きのみと然り論者の言の如く初等女子教育普及して然る後高等
女子教育に移るは正當の順序にして又望まじき事となれども初
等女子教育の普及たるや必ずしも初等女子教育のみに着眼した
ればとて進歩するもの非ざるなり初等教育より力を盡すと同時
に高等教育にも力を盡し上下兩端より着手して相呼應する時は
初等女子教育の普及は思はざるの間は賤目して視るべきの進歩
を呈せんこと必せり現に北米合衆國に於ては高等女子教育が深
大の影響を初等女子教育に及ぼしその普及と發達とを助けたる
は誣ゆべからざるの事實なりとす吾人豈に初等女子教育を輕視
する者ならんや之に反して吾人は高等女子教育をしてそれが普及
と發達とを刺戟奮興せしめんと欲するなり

二 教職員

吾人は教職員を選定するに當り殊に人物の點に重きを置かんことを期す又教員には男女を併用せざるに非らざるも可成的女子を採用せん事を欲す殊に舍監には有徳の婦人を聘してその監督に任じ又場合に依ては教員をして一家族共に寄宿舎内に住居せしめ舍監を補佐して生徒の管理に助力し以て寄宿舎の感化をして有功善良ならしめんと欲す

一 一般學制との關係

吾人が本校を設立するの趣旨たるや啻に其の恩澤を高等女子教育に及ぼさんか爲めのみに非ず本邦女子教育及び一般の普通教育をして普及發達せしめんとするにあれば其主旨を貫達せんか爲めに本校大學部に於ては官立師範學校若くは高等女學校等の教員たり得べきものを養成するを以て一の任務とせざるべからず實は教員の欠乏は天下の訴ふ

る所にして特に女教員の養成に至りては尤も急要を感ずる所なり官公立の學校に在りては種々の關係する所ありて俄に此急需を充すに至るとを望むべからず本校に在て此等の計畫を立つるは蓋し官公立學校に於て缺くる所のものを補充して聊か邦家に盡くす所あらんとするに在るなり

一 資本金

熟々從來の私立學校なるものを觀察するに多くは基本財産あるもの不足するか若くは絶無なるが爲め幸に一時の盛を呈するも一たび逆境に際會する時は衰退するの悲運を免れず從て世人の信用を失するの止むを得ざるに至る者一二に在て足らざるなり斯の如くんば何の面目ありてか復た寄附者に對せん吾人は茲に大に鑒みる所あり一旦設立せし以上は如何なる暴風怒濤の襲ふ所となるも巍然として兀立する巖牆の上よ築き建

てんか爲め茲に基本財産金參拾萬圓以上を募集し大凡拾萬圓をもて創立費に供し其の殘額を基本財産となしそか利足を以て本校の維持に備へんと欲し寄附金拾萬圓以上に達したる後設立に着手すべし而して之が設立に着手する迄は凡て之を確實なる銀行に供托して保管せしめんとす且前記の目的を達するの曉は政府の保護監督をも受けんことを望む

本校基礎の鞏固を得んか爲に収集したる寄附金は新民法の實施と共に法人設立の手續を了し法律保護の下に安固を得んとを期す

一 評議員

本校財産の管理校長教授の任免等は評議員なるものを設け其の決議によりて之を處理せんと欲す又評議員の資格權限寄附者の特權等其他凡て本校に關する通則の類は發起人會

の議決に依て之を規定すべし
吾人が日本女子大學校を設立するの趣旨方法大畧前述の如し冀
くは世の志士仁人吾人微衷の存する所を諒察せられ奮つて贊翼
の榮を賜はらんことを頓首敬白